

# 米原市『給付型奨学金制度』のご案内

大学等を卒業後に米原市内に定住する人に奨学金を給付します。  
米原市は、若者の夢と希望の実現を応援します。

奨学金は  
月額  
**30,000円**

給付期間は  
正規の就学期間が  
終了するまで  
**最長4年間**

対象者は  
平成30年度 **入学者**  
平成31年度 **入学予定者**

## 対象となる要件

※奨学生は、米原市奨学金給付審査会に諮って決定します。  
※申請時には、作文が必要となります。

### 次のすべてに該当すること

- 大学等を卒業後、市内に定住する意思がある。
- 市内に1年以上居住する人と生計を一緒にしている。
- 平成31年3月31日現在で満25歳未満
- 本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない。
- 経済的理由により学資金の支援が必要と認められる。

### その他、下記の状況も確認します。

- 保証人2人（保護者および保護者以外）をつけることができる。
- 父母等の認定所得金額が、収入基準額以下である。



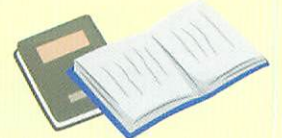
**収入基準額 ≥ 認定所得金額（所得金額－特別控除額）** ※裏面参照

※米原市公式ウェブサイトで、判定シミュレーション（自動計算）することができます。

## 申請受付

※受付期間以外での申請はできませんので、ご注意ください。

期 間：**平成31年2月1日（金）から3月8日（金）まで**  
場 所：米原市教育委員会事務局 教育総務課（山東庁舎2階）  
米原市役所各庁舎窓口 および 各行政サービスセンター



### 申請書設置場所

- 米原市役所（教育総務課・各庁舎窓口・各行政サービスセンター）
- 山東図書館・近江図書館
- 滋賀県内の高等学校（窓口）

※市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

### 【お問合せ】

米原市教育総務課（山東庁舎）  
電話：0749-55-8107  
FAX：0749-55-4040